

令和 7 年度～令和 11 年度
成瀬皆瀬国営施設応急対策事業

皆瀬ダム取水施設建設工事

特別仕様書

東北農政局平鹿平野農業水利事業所

第1章 総則

成瀬皆瀬国営施設応急対策事業 皆瀬ダム取水施設建設工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。なお、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、国営成瀬皆瀬土地改良事業（国営施設応急対策）計画に基づき、皆瀬ダム取水施設を改修するものである。

2. 工事場所

秋田県湯沢市皆瀬字真坂地先他

3. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

(1) 一般

河 川 名	1 級河川、雄物川水系、皆瀬川
流 域 面 積	172km ²
計画洪水量	1,300m ³ /s

(2) 取水施設工

取 水 型 式	斜樋型式	1 式
取 水 量	最大 Q=12.000m ³ /s	

(3) 導水路工

推 進 工	L=45.4m（推進工法用合成鋼管 呼び径 2800mm）
-------	-------------------------------

(4) 付帯施設工

1 式

(5) 仮設工

1 式

4. 工事数量

別紙－1「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1. 工程制限について

本工事は、河川区域内での作業が主となるため、次のとおり施工しなければならない。

(1) 基本条件

出 水 期：	7 月 1 日～9 月 30 日
非出水期：	10 月 1 日～6 月 30 日
河川区域標高	：EL 252.0m
設計洪水位	：EL 251.0m
常時満水位	：EL 250.0m
仮締切天端標高	：EL 225.6m（仮締切時計画最大貯水位 EL.224.7m）
最低水位	：EL 211.0m（緊急放流バルブから放流した場合）

(2) 施工期間等

河川管理者との協議により施工範囲に対応した施工期間を設定していることから、工事にあたってはこれを遵守しなければならない。

区 分	施工期間	施工範囲	施工内容
河川区域内	10/1～3/8 (非出水期)	仮締切内の施工	仮締切内(掘削、コンクリート打設等)の作業を対象とする。
	10/1～3/20 (非出水期)	仮締切外の施工	台船による仮締切設置など仮締切外の作業を対象とする。
	10/1～4/30 (非出水期)	設計洪水水位 (EL. 251.0m) 以下の施工	貯水に影響しない法面掘削、仮設物撤去、台船による仮締切設置等の作業を対象とする。
	通年	設計洪水水位 (EL. 251.0m) 以上の施工	全ての作業を対象とする。
河川区域外	通年	河川区域標高 (EL. 252.0m) 以上の施工	全ての作業を対象とする。

(3) 施工時のダム貯水位

河川区域内施工時のダム貯水位は次のとおり想定している。

なお、3月21日から9月30日までのダム貯水位については、ダム管理者により通常のダム運用が行われるため、4月末を目途に常時満水位(EL. 250.0m)付近まで貯水位を回復させる計画である。

施工年度	工事内容	ダム貯水位
R7年度(1年目)	進入路1施工	EL. 211.0m
	仮設台船構台及び先行掘削施工	EL. 224.0m
R8年度(2年目)	仮締切施工	EL. 224.0m
R9年度(3年目) ～R11年度(5年目)	本体工施工	EL. 211.0m ～EL. 224.7m

(4) 作業中止基準および退避基準

秋田地方気象台の気象予報の他、秋田県河川砂防情報システムにより、皆瀬ダム雨量観測所、小安水位観測所から、雨量データと水位データを入手して工事の可否を総合的に判断するものとする。

大雨、大雪、洪水等の警報が発令された場合は作業を中止するものとする。

1) 大雨時作業中止基準

既設の雨量観測所(皆瀬ダム管理所、湯沢)及び貯水位のデータを注視するとともに、連続降雨量が50mm以上、または大雨洪水警報が発令された場合は、作業を中止し退避するものとする。大雨洪水警報が解除された後の作業再開の判断については、所定の水位を確認した上で行うものとする。

2) 大雪時作業中止基準

1回の降雪量が40cm以上の場合は、作業を中止し退避するものとする。点検後、異常がなければ除雪作業を実施し、足場等の安全を確認した後、作業の再開を判断するものとする。

(5) 作業時間等

全作業のうち、仮設進入路1の造成、台船構台の設置及び取水施設本体工部の掘削については、2交代作業の就業16時間(朝8時～翌日2時)を計画している。

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等798日を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季及び年末年始休暇を含んでいる。

3. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙－２により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者が本工事の積算上の工期としている 1,792 日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙－２と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和 12 年 3 月 19 日（工事完了期限日）まで

※工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うものとする。

第 4 章 現場条件

1. 土質

本工事の施工場所の土質は、図面のとおり想定している。

2. 関連工事

本工事に関連する工事等として次に示す工事等を予定しているので、監督職員及び関連する工事等の責任者と十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

工事等の名称	施工予定時期
皆瀬ダム取水ゲート設備製作据付工事（仮称）	令和 10 年 10 月～令和 15 年 3 月
皆瀬ダム取水施設地質調査業務（仮称）	令和 7 年 4 月～令和 7 年 7 月

3. 第三者に対する措置

（1）騒音及び振動対策

騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

なお、施工時に地域住民から振動や騒音等の苦情が寄せられた場合には、速やかに監督職員へ報告するとともに、対策等について監督職員と協議を行うものとする。

（2）夜間照明

夜間作業における照明に対して、地域住民から苦情が寄せられた場合には、速やかに監督職員へ報告するとともに、対策等について監督職員と協議を行うものとする。

（3）交通対策

工事用車両については、皆瀬ダム上流側の県道 323 号線を経由して工事現場内に進入するものとするが、降雪により皆瀬ダム上流側の県道 323 号線が通行止めになった場合は、皆瀬ダム右岸側の湯沢市道菅生生内線を使用するものとする。なお、通行に際しては、一般車両の通行を優先させ、安全管理に努めなければならない。

（4）濁水処理対策

1）本工事の施工に伴い発生する汚濁水は、濁水処理施設を設置し機械脱水処理方式により適正な処理を行ったのち、皆瀬ダム湖内に排水しなければならない。

2) 受注者は、濁水処理施設の施工に先立ち、濁水処理計画書等を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。

なお、濁水処理施設の規模は、原水処理容量で $60\text{m}^3/\text{h}$ 程度を想定している。

3) 処理後の排水基準は、水素イオン濃度 (pH) 6.0~8.5、水中浮遊物質 (ss) 日平均 $100\text{mg}/\text{リットル}$ 以下とする。

4) 受注者は、次のとおり水質調査を行わなければならない。ただし、水質の状況によっては、調査項目を変更することがある。

調査項目		調査頻度	備 考
pH 値	処理前	作業休日を除く毎日 1 回	調査期間は原則として仮締切施工時、取水施設本体掘削時、コンクリート打設時、推進工時とする。
	処理後	自動記録装置により測定	
濁度	処理前	休日作業を除く毎日 1 回	
	処理後	休日作業を除く毎日 1 回	
SS 値	処理前	休日作業を除く毎日 1 回	※ SS 値の測定は、JIS-K0102 に基づいて実施する。なお、濁度との相関関係が明確になった時点で中止する。
	処理後	自動記録装置により測定	
薬品使用量		作業休日を除く毎日 1 回	
処理水量		自動記録装置により測定	

5) 濁水処理を行った処理水については、以下の項目について溶出量試験を行うものとする。

なお、溶出量試験は契約変更の対象とし、検査結果により項目、回数の見直しが必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

項 目	基準値	単位	回数
砒素	0.01 以下	mg/L	1 回/月

6) 測定結果に異常値が出た場合には、その都度監督職員に報告し、その処理について協議しなければならない。

7) 処理のために使用する添加剤の種類及び使用量は、事前に添加剤の種類、適正量について試験（ジャーテスト）を行い決定するものとする。

(5) 汚泥処理

1) 濁水処理設備で発生する汚泥等は、最終処分場に搬出する計画としている。

2) 汚泥等の性状を把握するため土質試験を実施するものとする。なお、性状、発生量によっては処分方法を変更する場合がある。

3) 上記 1)、2) については実績により契約変更の対象とする。

(6) 地下水対策

本工事の施工に伴い、地域住民から周辺井戸に水量、水質等の被害情報が寄せられた場合には、速やかに監督職員に報告し指示を受けるものとする。

(7) 保安対策

1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習又は、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。

2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、道路管理者および第三者等との協議、自然環境により員数又は資格要件に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無
工事現場出入口	2 名/日	交通誘導警備員 B	昼	無
皆瀬ダム下流集落内交差点	4 名/日	交通誘導警備員 B	昼	無

(8) 防塵対策

防塵対策については、十分配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。なお、施工にあたり、粉塵などにより周辺利用者及び農作物等に被害を与えるおそれがある場合には、監督職員と協議するものとする。

(9) 公道の清掃

善良な使用にも関わらず、本工事の車両通行によって公道を汚した場合には、その対応について監督職員と協議するものとする。

4. 関係機関との調整

- (1) 工事の実施に当たっては、共通仕様書第1編1-1-42に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、各関係機関、事業者および地域住民を含む第三者からの指示、依頼については監督職員と協議の上で対応するものとする。

- (2) 皆瀬ダム管理者が管理するダム湖内の既設本川網場及び既設取水塔周りの網場については、先行掘削及び仮締切に係る作業を行う際、支障になることから作業開始前に既設本川網場は移設し、既設取水塔周り網場は撤去するものとする。

なお、移設先、撤去後の保管場所及び復旧方法については、監督職員が別途指示するものとする。

- (3) 放流時の濁水対策として、板戸ダム上流に汚濁防止膜を設置する計画であるが、水質の状況により皆瀬ダム管理者等から追加の対策を求められた場合には、監督職員と協議するものとする。

- (4) 作業ヤードとして使用する公園敷地内の施設等については、工事完了後原形復旧するため、保管場所及び樹木の取り扱いについては、監督職員が別途指示するものとする。

5. 地下水対策

工事中に著しい湧水の発生等により設備の変更及び、追加等が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

6. 凍結対策

非出水期はダム湖面が凍結する恐れがあることから、作業台船が通行する航路において対策を講じなければならない。また、工事用道路等においても路面凍結に対して対策を講じるものとする。

なお、対策方法については、監督職員の承諾を得るものとする。

7. 落雪対策

仮締切内の安全確保のため、落雪に対する対策を講じるものとする。なお、対策方法については、監督職員の承諾を得るものとする。

8. 法面挙動監視

施工時の法面挙動監視のため、挿入式孔内傾斜計を設置するものとするが、設置位置については監督職員が別途指示する。

なお、監視方法については、監督職員の承諾を得るものとする。

9. 足場からの墜落防止対策

本工事において枠組み足場を使用する場合は、共通仕様書第1編3-2-1(38)に示す「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づき、手すり先行工法を採用するものとするが当該工法を採用できない場合には、監督職員と協議するものとし、足場からの墜落事故等が発生しないよう安全管理を徹底するものとする。

10. 安全対策

- (1) 架空線等上空施設の安全対策（架空線等公衆物損事故防止）については、共通仕様書第1編1-1-34及び3-2-2のとおり必要な措置を講じなければならない。

なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し契約変更の対象とする。

- (2) クレーン付台船を使用して実施する鋼管矢板による仮締切等の作業は、吊り荷を安全に所定の位置に配置できるよう対策を講じなければならない。

- (3) 立坑内へ資材等の搬入搬出作業にクレーンを使用する場合は、立坑内作業員の安全が確保されるよう対策を講じなければならない。

11. 地下埋設物

湯沢市道ダム公園線下には上水道管が埋設されているため、ダム天端アクセス道路着手前に仮移設しなければならない。なお、仮移設方法については監督職員が別途指示するものとする。

第5章 指定仮設

1. 一般事項

- (1) 指定した仮設工を変更して代替施工する場合は、施工計画書を提出して、監督職員の承諾を得るものとする。

なお、指定した仮設工の工法及び作業量に変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

- (2) 仮設構造物（左岸側台船組立ヤードを除く）については、工事完了まで存置する計画である。そのうち、河川区域内に設置する仮締切工、台船構台及び仮設進入路1については、通常のダム運用時にはダム湖に水没することを想定しているため、翌年度の作業再開前に各施設の点検を実施し、異常がないことを確認のうえで使用しなければならない。

なお、水没により施設の補修等が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。

また、流木等の漂着物が作業の支障となる場合は、処分方法について監督職員と協議するものとする。

2. 工事用道路等

- (1) 工事用進入出入口

工事期間中は受注者の責任において、工事用進入出入口及びその周辺の維持管理を行わなければならない。

なお、使用する道路の利用前及び利用後の道路状況を撮影し記録しなければならない。

また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

- (2) 工事用道路（現場内）

受注者は、図面に基づき、工事用道路を整備しなければならない。

また、工事期間中の補修、維持管理は、受注者の責任において実施しなければならない。

ただし、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

3. 指定仮設工

- (1) 台船構台

1) 仮締切工の施工に先立ち、図面に基づき台船構台を設置しなければならない。

2) 台船構台の基礎杭打設はダウンザホールハンマ工法による施工を計画しているが、追加ボーリング調査等の結果により現場条件が変更になった場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 汚濁防止膜

仮締切先行掘削の施工に先立ち、板戸ダム上流に汚濁防止膜を設置しなければならない。

なお、設置位置については現地調査の結果に基づき別途指示するものとする。

また、設置期間中は保守管理を行うものとし、破損等確認された場合は監督職員と協議するものとする。

(3) 仮締切工

1) 仮締切工の施工に先立ち、鋼管矢板継手部の先行掘削を行わなければならない。

2) 先行掘削は、ダウンザホールハンマ工法による施工を計画しているが、現場条件等により困難と判断される場合は、監督職員と協議するものとする。

3) 取水施設の施工に先立ち、図面に基づき鋼管矢板を設置しなければならない。

4) 鋼管矢板の打設は、電動バイブロ＋油圧ハンマによる施工を計画しているが、現場条件等により困難と判断される場合は、監督職員と協議するものとする。

5) 鋼管矢板の継手部はベントナイト及び無収縮モルタルを充填するものとする。

なお、継手部のスリットからの充填剤の逸出が著しく、適正な充填処理が困難な場合は、監督職員と協議するものとする。

6) 山留支保工のうち斜樋貫通部の切梁は残置するものとし、切梁内には以下に示す配合のグラウトを充填するものとする。

W/C (%)	混和剤使用量 $C \times 1.0\%$ (kg)	水 W (kg)	セメント C (kg)
42.5	1.00	42.5	100

* 混和剤は高粘性型を使用

(4) 上部仮設構台

1) 取水施設の施工に先立ち、図面に基づき上部仮設構台を設置しなければならない。

2) 上部仮設構台の基礎杭打設は、ダウンザホールハンマ工法による施工を計画しているが、現場条件等により困難と判断される場合は、監督職員と協議するものとする。

(5) 鋼管矢板仮締切内の排水について

鋼管矢板を設置した翌年度以降、工事開始時の仮締切内排水を促進するため、排水用バルブを設置するものとする。

(6) 導水路立坑、竹割土留工

1) 導水路立坑、竹割土留工の施工にあたっては、図面に基づきロックボルトを設置しなければならない。

2) ロックボルト工は、所定の位置、方向、深さ、孔径となるように穿孔し、ボルト挿入前にくり粉が残らないように清掃しなければならない。

3) ロックボルトは、所定の深さに挿入しなければならない。

4) ロックボルトは、所定の定着力が得られるように、定着しなければならない。なお、地山条件や穿孔の状態、湧水状態により、十分な定着力が得られない場合又は、その恐れがある場合は、定着材料や定着方法等について監督職員と協議するものとする。

5) 施工前に JGS3731（社団法人地盤工学会）に準拠した引抜き試験を行う場合があるので、監督職員と打合せるものとする。

6) 監督職員が指示する引抜き試験については、JGS3731 に準拠した確認試験を全本数の 3% かつ最低試験本数 3 本以上実施しなければならない。

(7) 左岸側台船組立ヤード

1) 台船組立に先立ち、図面に基づき台船組立ヤードを設置しなければならない。なお、使用後は 3 月末までに原形復旧するものとする。

2) 台船組立に必要な係留杭については、別途指示するものとする。

(8) 仮設エレベータ

導水路立杭内の作業員の移動や軽資機材搬入・搬出のため仮設エレベータを設置するものとする。なお、仮設エレベータの積載荷重は 200kg 以下で考えているが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

(9) 換気設備

立坑内（推進工を含む）作業の換気設備及び実施時の管理については、「ずい道等建設工事における換気技術指針」に基づき行わなければならない。

なお、立坑内の換気方式は送気式で、150m³/min の換気量を考えているが、可燃性ガスの発生等現地条件により、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

(10) 照明設備

工事現場の保安及び夜間作業、推進作業を行うため、関係法規等を遵守し必要な照明を設けるものとする。

(11) 排水設備

立坑内の排水量は $Q_{\max}=60\text{m}^3/\text{h}$ と想定している。

斜樋施工箇所の排水については、必要に応じ監督職員と協議しなければならない。

(12) 坑内保安対策

坑内の酸素濃度及び可燃性ガス（メタンガス等）の濃度を記録し、基準値を超えた場合は直ちに作業を中止し、速やかに監督職員に報告し、必要な措置を講じなければならない。

(13) 工事用水

本工事に使用する工事用水については、現場周辺の沢水等を利用する計画としているが、必要量が確保できない場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 建設発生土受入地

建設発生土受入地は、図面に示す箇所とし、その名称、搬出予定量は次のとおりである。

名 称	地 先 名	搬出予定量	適 用
建設発生土受入地	湯沢市皆瀬真坂地内	16,000m ³	

なお、建設発生土受入地の整備内容については別途指示するものとする。

5. 除雪工（工事現場内）

除雪は降雪深が 10cm に達した場合に行うものとし、実施後においては、速やかに監督職員に除雪の実施状況（積雪深、除雪範囲、除雪方法等）を報告するものとする。

除雪により運搬排雪が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、除雪工は実績により変更する。

第 6 章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下、「工事用地等」という。）は、別紙－ 3 に示すとおりである。

2. 工事用地等の使用及び返還

(1) 発注者が確保している工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員立会いのうえ用地境界等の使用条件を確認しなければならない。

(2) 工事用地等は、別紙－ 4 に示す「国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。

(3) 工事用地等の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者に通知しなければならない。

- (4) 地権者及び地域住民と折衝する場合は、予め監督職員と打合せを行い、紛争等が生じないように十分注意するものとする。
- (5) 埋戻、盛土材及び工事用資材の一時仮置は、発注者が確保している工事用地等内に土木シートを敷設した後に仮置をするものとする。
- なお、使用後の土木シートは全て撤去し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

なお、事業者協議によりフリッカー対策が必要となった場合は契約変更の対象とする。

第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

なお、これによりがたい場合には同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

また、J I S規格品は、産業標準化法（平成30年5月30日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（J I Sマーク表示認証工場）での製造品とする。

(1) 砕石及び骨材

- 1) 敷砂利 再生クラッシャラン（RC-40）
粒度調整砕石（M-40）
割栗石（50～150mm）
岩ズリ

(2) アスファルト混合物

- 再生密粒度アスコン（20）
再生密粒度アスコン（13）

(3) 管材

推進工法用合成鋼管φ2,800 3種管 1.2Mpa

(4) 鋼材

- 1) 鉄筋 異形棒鋼 JIS G3112 SD345、SD295
2) 鋼管杭 JIS A5525 SKK400
3) H形鋼杭 JIS A5526 H-350、H-400
4) 鋼管矢板 JIS A5530 P-P型
5) 鋼製支保工（H型鋼） JIS G 3101 SS400、JIS G 3106 SM490
6) 鉄線金網（長寿金網） 低密度ポリエチレン被覆 被覆線径2.8mm
7) 法面補強材（長寿補強材） エポキシ樹脂粉体塗装

(5) コンクリート

本工事で使用するコンクリートは、JIS A 5308 レディーミクストコンクリートによる標準品とし、配合諸元は次のとおりとするが、工程・品質確保のために配合を変更する場合は監督職員と協議するものとする。

種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の最大寸法 (mm)	水セメント比 W/C (%)	セメントの種類による記号	使用目的
鉄筋コンクリート	21	12	25	55以下	N	取水施設本体工
鉄筋コンクリート	21	12	25	55以下	BB	リング・ビーム底版
鉄筋コンクリート	21	8	25	55以下	BB	山留支保工軸受

無筋コンクリート	18	12	40	60 以下	N	取水施設本体工 置換
無筋コンクリート	18	12	25	65 以下	N	吹付コンクリート
無筋コンクリート	18	8	40	65 以下	BB	コンクリートアンカー

※粗骨材最大寸法 25mm は、地域的に骨材の入手が困難な場合 20mm の使用を可能とする

(6) 裏込グラウト工

トンネルの裏込グラウトに使用する注入材料はエアモルタルとし、品質は次のとおりとする。

圧縮強度：セメント系注入材 1N/mm² 以上（材齢 28 日）

フロー値：180～220mm（標準値 200mm）

(7) 定着材

ロックボルトの定着材に使用する定着材料の品質は次のとおりとする。

圧縮強度：9.8N/mm² 以上

水セメント比：35～40%

フロー値：195mm（目標参考）

(8) 木材

受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合はこれに従うものとし、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。

2. 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事用材料は、使用前に試験成績書・見本・カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材料名	提出物
鋼管矢板	ミルシート
鉄筋	ミルシート
コンクリート	配合計画書、試験成績書等
砕石類	試験成績書等
アスファルト混合物	納入実績に基づく試験成績書及び配合報告書
コンクリート二次製品	カタログ・試験成績書等
推進工法用鋼管	製作図面、試験成績書等
推進工到達側閉塞蓋	製作図面
加泥材、裏込材	配合報告書、試験成績書
ロックボルト	ミルシート、試験成績書

3. 監督職員の検査又は試験

材 料 名	検査・試験項目	備 考
管材	外観・形状寸法	抽出
鋼材	外観・形状寸法	抽出

4. 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合は、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出し、設計変更するものとする。

資材名	規格	調達地域等
再生クラッシュラン	RC-40	秋田県横手市
購入鋼材類		秋田県秋田市

覆工板（仮設材）	1.0×2.0	宮城県仙台市
敷鉄板（仮設材）	22×1524×6096	宮城県仙台市
仮設構台仮橋（仮設材）		宮城県仙台市
H形鋼（仮設材）	H-400、H-300	宮城県仙台市

5. 工事に使用する購入土砂について

受注者が購入土砂を使用する場合は、工事で使用する土砂を現場に搬入する前に、土砂が採取された箇所の土砂採取に係る関係法令の許認可書（採石法第 33 条による採取計画認可書、砂利採取法第 16 条による採取計画確認書、森林法第 10 条の 2 による隣地開発許可書）の写しを監督職員に提出しなければならない。

第 9 章 施工

1. 一般事項

(1) 基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

(2) 境界標識等

本工事の施工に先立ち、境界標識等について事前に確認しなければならない。なお、境界標識等は工事施工中に移動又は紛失しないよう留意しなければならない。ただし、施工上支障になる場合は、監督職員と打合せの上、引照杭等を設け工事施工後に復元するものとする。

(3) 検測又は確認（施工段階確認）

1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期については、監督職員の指示により変更する場合がある。

2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

工種		確認内容	確認時期	遠隔確認対象	備考
共通工事	掘削	地質状況	地質変化時	—	
		床付け状況、基準高	初期床付け完了時	—	
	鋼管矢板	基準高	1 本目打設完了時 (試験杭打設時)	—	
	砕石基礎	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で 1 箇所	—	
	鉄筋組立	かぶり、中心 間隔	1 スパン目鉄筋組立後以降、 構造変更毎に 1 箇所	—	
	コンクリート 構造物	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で 1 箇所	—	
	指定仮設工 (仮設構台)	幅、長さ	設置完了時点で 1 箇所	—	
	指定仮設工 (工事用道路)	延長、幅	設置完了時点で 1 箇所	—	
推進工事		基準高	推進機及びジャッキ設置 完了時	—	
		ジョイント(継手) 状況・間隔、基準高	初期施工後 1 箇所	—	

(4) 中間技術検査

- 1) 発注者から中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。
- 2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員が指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。
- 3) 契約図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。
- 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。
- 5) 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。

(5) 舗装切断に伴う排水等の処理

舗装切断作業に伴い発生する排水又は切断粉は、直接、現場外に排出することがないように回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。

2. 再生資源等の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資 材 名	規 格	備 考
再生クラッシュラン	RC-40	
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン (20) 再生密粒度アスコン (13)	

なお舗装材に使用する場合等には「舗装再生便覧」（（公社）日本道路協会）等を遵守する。

3. 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

廃棄物区分	処理施設名	住所	受入時間	事業区分
木くず (伐根、枝葉)	(株) 五十嵐建設	横手市平鹿町醍醐字下佐戸川12-2	8時～17時	最終処分 施設業者
コンクリート廃材 アスファルト廃材	(株) 折原建設	湯沢市稲庭町字上川原35外	8時～17時	再生資源化 施設業者
残土、汚泥	(株) 羽後環境	雄勝郡羽後町新町字大又20-1	8時～17時	最終処分 施設業者

4. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

	⑥その他 (コンクリート塊、アス ファルト塊)	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
--	-------------------------------	-----------------	----------------------

5. 準備工

- 1) 本工事の伐開区分は、伐開Ⅱとする。
- 2) 作業の支障となる立木が確認された場合には、その取扱いについて監督職員と協議しなければならない。なお、伐開範囲は監督職員立会のもと確認するものとする。

6. 土工

(1) 掘削

- 1) 掘削土は、埋戻及び盛土に流用するもののほか全て第5章4. に示す建設発生土受入地へ搬出するものとする。

掘削土の性状によりダンプトラックにて運搬できない場合は、運搬方法や搬出先について監督職員と協議するものとする。

- 2) 斜樋法面部の掘削は、高所法面掘削機作業を考えている。
- 3) 法面の崩落により重大な影響が発生または、その恐れが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。
- 4) 過掘となった場合、良質土で埋戻し、入念に転圧しなければならない。
- 5) 本工事掘削範囲のうち、EL210.0m以下の暗灰色泥岩部から溶出量の基準値を超える砒素が確認されているため、場外への搬出に先立ち、重金属溶出試験を行うものとするが、試験頻度については別途指示する。

また、暗灰色泥岩部を土砂仮置場に仮置きする場合は、遮水シートで全面を覆い、雨水等との接触を避ける措置を講じなければならない。なお、遮水シートの設置方法並びに設置後の管理方法については監督職員と協議するものとする。

- 6) 暗灰色泥岩は立坑部の埋戻材として流用するもののほか全て産業廃棄物として、第9章3. に示す処分場へ搬出するものとする。また、埋戻材として流用する暗灰色泥岩が流用材として不適と判断される場合は監督職員と協議するものとする。

(2) 埋戻

埋戻は、一層の仕上り厚さが30cm程度になるようにまき出し、地山と同程度となるように締固めなければならない。

(3) 盛土

盛土は、現場密度試験(両側/箇所/100m)を行うものとし、JIS A1210の試験で最大乾燥密度に対する所要の締固め度は、A・B法で85%以上、C・D・E法で80%以上とする。

(4) その他

掘削土が埋戻材及び盛土材に適さないと判断した場合は、監督職員と協議するものとする。

7. 法面对策工

- (1) 取水施設の掘削法面については、図面に示す法面对策工を実施するものとする。
- (2) 法面のごみ、浮根、浮石、浮土等を除去するとともに、法面は施工に支障のない程度に整形を行うものとする。
- (3) 法面に転石が確認された場合はその取扱いについて、監督職員と協議するものとする。
- (4) 強雨時、強風時又は施工直後に侵食や崩壊の可能性のある場合は、施工してはならない。
- (5) モルタル吹付工

モルタル吹付の材料及び配合は下表に示すとおりとし、モルタルの圧縮強度は15N/mm²(28日)以上とする。なお、配合試験等により変更がある場合は、監督職員と協議しなければならない。

水セメント比 (%)	セメント量 (kg)	細骨材 (kg)	セメントの種類	備考
45	420	1,680	高炉セメントB種	

(6) 鉄線金網（長寿金網）の固定方法は、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(7) 鉄筋挿入工の位置、挿入長は図面に示すとおりであるが、法面の状況により位置、挿入長の変更が必要になった時は、監督職員と協議するものとする。

8. 取水施設コンクリート工

(1) 施工計画

受注者は、生コンクリート運搬、リフトスケジュール、打設方法、締固め方法、養生の方法及び期間、品質管理等について施工計画書を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。

(2) コンクリート打設

コンクリート出荷は日最大 300m³ を前提としており、出荷元の状況により工程に遅延を及ぼす場合は監督職員と協議するものとする。また、工程・品質確保を目的に仕様を変更する場合は監督職員と協議するものとする。

1層の打設高さは 50cm を基本とするが、許容打重ね時間を満足することが難しい場合は、1層の打設高さについて監督職員と協議するものとする。

(3) 打継処理

1) 打継処理の工程短縮を目的として、打設完了後にグリーンカットが不要な打継処理剤の散布を行うものとする。

2) 散布するタイミングはブリーディング水の発生がほぼ終了する頃、散布量は 200～300g/m² を標準とするが、事前試験を必ず実施して詳細を決定するものとする。

3) 打継処理剤が適切に散布されなかった箇所は、必ずワイヤーブラシ等を用いてレイタンスを除去するものとする。

4) 年度をまたぎ水没する打継面への打継処理剤散布は行わず、翌年度の着手時にワイヤーブラシ等を用いて、当該打継面の骨材が見える程度までレイタンス処理を行うものとする。

(4) 養生

1) 強度、耐久性などの所要の品質を確保するため、コンクリート打設後、上部リフトのコンクリートを打設するまで適切な温度のもとで養生しなければならない。

2) コンクリート打設後は、散水養生または湛水養生を行ってコンクリートの表面を乾燥から保護しなければならない。なお、その方法、期間等については監督職員と協議するものとする。

3) 寒中コンクリート

発注者が想定している寒中コンクリートの期間は 12 月 1 日から 3 月 31 日としており、養生の方法については、監督職員に計画書を提出し承諾を得なければならない。

(5) 置換コンクリート

置換コンクリートについては図面に示すとおり計画しているが、基面標高 (EL. 198.10m) を含む置換え範囲は、掘削状況により試験を追加し、その結果に基づき変更する場合がある。なお、試験方法については監督職員と協議するものとする。

9. 推進工

(1) 推進

施工は泥水式推進工法による施工を計画しているが、土質条件等の変更や転石の出現により施工が困難又は所要の日進量の確保が困難となった場合には、監督職員と協議するものとする。

(2) 仮設備

泥水式推進工の支圧壁は図面に示すとおりであり、最大推定推進抵抗値は 8,839kN と見込んでいる。

(3) 掘進作業

- 1) 推進作業に当たっては、切羽の圧力、注入量、推進機の推進方法及び推進速度等について綿密な計画を立て、入念な施工管理を行い、土質の変化に対応した施工をしなければならない。また、周囲に影響がないよう常に監視しながら施工をしなければならない。
- 2) 泥水の配合及び注入量は次表を標準とするが、他の材料又は配合とする場合は監督職員の承諾を得るものとする。

1 m ³ 当たり配合量				
種目	粘土	ベントナイト	調泥剤	水
数量	300 kg	50 kg	1 kg	900 kg
注入量	施工延長 1 m 当たり 207 リットル			

- 3) 滑剤は一体型として、注入量等は次表を標準とするが、施工に先立ち材料及び配合について、監督職員の承諾を得るものとする。

なお、地下水による滑剤の希釈・流亡等に起因し、次表の注入量を注入しても、推進抵抗値が想定を上回る場合は、滑剤の配合、種類について監督職員と協議の上、変更できるものとする。

1 m ³ 当たりの配合量		
種 目	一体型滑剤	水
数 量	6 kg	995kg
注入量	施工延長 1 m 当たり 207 リットル	

- 4) 推進工によって生じた地盤のゆるみに対して安定を図るため、推進完了後速やか裏込材の注入をしなければならない。

なお、裏込材の配合及び注入量は次表を標準とするが、他の材料又は配合とする場合は監督職員の承諾を得るものとする。

1 m ³ 当たりの配合量		
種 目	混合裏込材	水
数 量	375kg	866kg
注入量	施工延長 1 m 当たり 207 リットル	

- 5) 裏込材の注入は、周囲に影響がないよう常に監視しながら行うものとし、裏込材の注入圧力は監督職員の承諾を得なければならない。

なお、使用材料は現場搬入後、監督職員の確認を受けるものとする。

- 6) 注入孔は十分に清掃を行ったうえ、コーキングにより完全に止水するものとする。

なお、コーキング剤については 1 : 2 モルタルを標準とするが、これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得たうえで使用するものとする。

10. 網場

取水施設周りに新設する網場については、図面に基づき設置しなければならない。なお、設置時期は仮締切工施工完了後を計画しているが、詳細は監督職員と協議するものとする。

第 10 章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者の資格は、説明書による。

2. 施工管理

本工事の施工管理は、農林水産省農村振興局制定の「土木工事施工管理基準」によるものとし、施工に先立ち管理項目等について監督職員と打合せするものとする。

3. 施工管理の追加項目

施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準等は、次によらなければならない。

(1) 推進区間

推進区間における施工管理基準等は、土木工事施工管理基準 別表第1の8、管水路工事に準じるものとする。

4. 構造物品質確認調査

本工事で施工する取水施設については、土木構造物の品質を確保するため、テストハンマーによる強度推定調査及び、ひび割れ発生状況調査を行い、監督職員に報告しなければならない。

(1) 強度推定調査の方法は次によるものとする。

1) 調査頻度は、1リフト毎とし、1リフトにつき3箇所の調査を行い、所定の強度が確保できているか確認しなければならない。

なお、受注者は、事前に調査計画書を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。

2) 調査の結果、所定の強度が得られない場合には、その原因を追究するとともに、その箇所の周辺において再調査を5箇所実施し、結果を監督職員に報告しなければならない。

3) 測定方法は「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法（JSCE-G504）」により実施するものとする。

4) 測定結果によっては、コアを採取し、圧縮強度試験を行うこともある。

5) 実施時期、位置など詳細については、監督職員と打合せを行うものとする。

なお、調査票については別途指示するものとする。

(2) ひび割れ発生状況調査は次により実施しなければならない。

1) 構造物完成後、0.2mm以上のひび割れ幅について、別途指示する調査票により展開図を作成し、展開図に対応する写真についても添付しなければならない。

なお、調査の結果、有害と思われるひび割れについては、その原因を追究するとともに、対処方法について監督職員と協議するものとする。

2) 調査票の記入方法等の詳細については、監督職員の指示によるものとする。

なお、調査票は完成検査時に提出しなければならない。

5. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管

理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記 1) に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3) に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL

(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) のチェックシス

テム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第11章 情報化施工技術の活用について

1. 適用

本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（令和 3 年 4 月農林水産省農村振興局整備部設計課）に基づき、受注者の発議により、下表の適用工種に係る起工測量、設計図書の精査、施工、出来形管理、出来形管理資料の作成等の各段階において、3 次元データを用いた情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」（受注者希望型）である。

情報化施工技術	適用工種
1. UAV 空中写真測量出来形管理技術	土工、仮設工
2. TLS 出来形管理技術	土工、仮設工
3. TS 等光波方式出来形管理技術	土工、仮設工
4. ICT 建設機械施工技術	土工、仮設工

2. 協議・報告

受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合に情報化施工技術活用工事を行うことができるものとする。情報化施工技術活用工事を行う場合は、次の 3～7 によるものとする。

なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨監督職員に報告するものとする。

3. 施工計画

受注者は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

4. 情報化施工技術に係る貸与資料

基本設計データの作成のために必要な貸与資料は、下表のとおりである。この他必要な資料がある場合には、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。なお、貸与を受けた資料については、工事完成までに監督職員へ返却しなければならない。

	貸与資料	備考
1	令和 3 年度～令和 6 年度 成瀬皆瀬国営施設応急対策事業 皆瀬ダム取水施設実施設計業務報告書	

2	同上、図面のCAD データ	
3	令和5年度 成瀬皆瀬国営施設応急対策事業 皆瀬ダム取水施設実施設計（その2）業務報告書	
4	同上、図面のCAD データ	
5	令和6年度 成瀬皆瀬国営施設応急対策事業 皆瀬ダム取水施設実施設計（その3）業務報告書	
6	同上、図面のCAD データ	

5. 確認及び検査

受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用T Sを準備しなければならない。

6. 電子納品

受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき、提出しなければならない。

7. 情報化施工技術活用工事の費用

- （1）情報化施工技術活用工事に要する費用については、設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」により計上することとする。
- （2）受注者は、発注者から依頼する歩掛や経費等の見積書提出に協力しなければならない。また、発注者の指示により歩掛調査を実施する場合には協力しなければならない。

第12章 天災その他不可抗力

天災その他の不可抗力による損害は、請負契約書第30条によるものとする。

ただし、異常出水については、本工事仮締切水位 EL 224.7mと想定しており、受注者の善良な管理のもとにおいて、これを超える洪水により被害が生じた場合のみ、その損害額の負担については、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。

第13章 条件変更の補足説明

1. 条件変更

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりであるが、両者協議のうえ軽微と認めた事項については変更しないことがある。

- （1）土質状況等により構造及び工法を変更した場合
- （2）転石が出現した場合
- （3）異常気象等により排水量が著しく増減し、作業工程に支障が出た場合
- （4）地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現により工事等を中止する場合
- （5）監督職員が設計変更に必要な測量、設計、図面作成及び、歩掛調査等を指示した場合
- （6）第三者との協議により変更が生じた場合
- （7）騒音・振動防止、防塵、道路汚濁防止対策が必要となった場合
- （8）周辺の安全、環境対策（除草等）が必要となった場合
- （9）地盤の土質確認試験等を変更追加する場合

- (10) 工事用道路を存置及び路床材を他工事に流用する場合
- (11) 道路管理者との協議等により、維持管理等について指示があった場合
- (12) 安全施設を追加する場合
- (13) 工事用地内の養生等を追加する場合
- (14) 環境調査、試験が必要となった場合
- (15) 施工周辺地盤に変動が生じた場合
- (16) 地質状況及び現場状況等により構造及び工法を変更する必要があるが生じた場合
- (17) 可燃性ガスが発生した場合
- (18) 落盤が発生した場合
- (19) 新たな産業廃棄物処理が必要となった場合
- (20) 仮締切型式、工法の変更が必要となった場合
- (21) 遠隔確認を行う場合
- (22) 歩掛調査、労務費調査等が必要となった場合
- (23) 防草対策の必要が生じた場合
- (24) 関連工事との調整に伴う変更が生じた場合
- (25) 土砂の運搬等に伴う、道路清掃、車両洗浄設備が必要となった場合
- (26) その他両者協議のうえ必要と認めた場合

第 14 章 その他

1. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。また、後工事の請負契約を随意契約により前工事の受注者と締結する場合には、前工事において合意した単価等を後工事において適用するものとする。
- (2) 受発注者間で作成のうえ合意した単価合意書は、公表するものとする。

2. 契約後 V E 提案

(1) 定義

「V E 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) V E 提案の意義及び範囲

- 1) V E 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、V E 提案の範囲に含めないものとする。
 - ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - ② 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ③ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を越えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) V E 提案書の提出

- 1) 受注者は、V E 提案を行う場合、次に掲げる事項を V E 提案書（共通仕様書 様式 6－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ① 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由
 - ② V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

- ③ V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - ⑤ 工業所有権を含むV E 提案である場合、その取り扱いに関する事項
 - ⑥ その他V E 提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出されたV E 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、V E 提案を契約締結の日より、当該V E 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。
- (4) V E 提案の適否等
- 1) 発注者は、V E 提案の採否について、原則として、V E 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書 様式 6－5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむをえない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
- 2) また、V E 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 3) V E 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- 4) 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下、「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。
- 7) V E 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が V E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。V E 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記 6）の V E 管理費については、変更しないものとする。
- ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。
- (5) V E 提案書の使用
- 発注者は、V E 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。
- (6) 責任の所在
- 発注者が V E 提案を適性と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

3. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第 1 編 1－1－37 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・ 工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R）正副 2 部

4. 主任技術者等の専任期間

- (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- (2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 3月21日から9月30日までの期間であって、工事を全面的に一時中止している期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (4) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

5. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

6. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討

会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上、調整する。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記(1)、(2)、(3)及び(4)の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

7. 技術提案の履行

技術提案を行った工事についてはその提案内容の履行について、下記の段階で監督職員と打合せを行い、履行を徹底するものとする。

(1) 施工計画書提出段階

施工計画書提出段階には技術提案（施工計画）の内容を施工計画書に確実に記載し、契約位置づけを明確にする。

ただし、提出する該当工事の技術提案書そのものを施工計画書に添付してはならない。

なお、現場条件等によって、技術提案（施工計画）の内容を履行することにより所定の品質確保が困難になる内容または、対外協議、交渉等受注者の責によらず履行ができない項目については事実が判明した時点で速やかに、監督職員と協議するものとする。

また、各技術提案（施工計画）における確認の方法は、施工計画書作成段階に監督職員と打合せを行い、施工計画書に記載するものとする。

(2) 工事実施段階

施工計画書に記載した技術提案（施工計画）の項目で、検査時に確認ができない提案内容については、原則、現地で監督職員の確認を受けるものとし、履行範囲がすべて確認できるよう記録を残すものとする。

(3) 工事完成検査段階

工事完成検査時には、技術提案（施工計画）の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに、検査職員に履行の確認を受けるものとする。

8. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{○真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{○補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}$$

※ 補正係数：1.2

9. 現場環境の改善の試行

(1) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(2) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、契約変更においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ア 様式（洋風）便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鏡と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 1) の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格、基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）までとする。

また、運搬、設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

3）快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

10. 現場環境改善費

- （1）現場環境改善費の内容は下表のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況又は工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議を実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- （2）下表に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- （3）受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	① 用水、電力等の供給設備 ② 緑化及び花壇 ③ ライトアップ施設 ④ 見学路及び椅子の設置 ⑤ 昇降設備の充実 ⑥ 環境負荷の低減
営繕関係	① 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ② 労働宿舍の快適化 ③ デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④ 現場休憩所の快適化 ⑤ 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	① 工事標識、照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ② 盗難防止対策（警報器等）
地域連携	① 地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ② 完成予想図 ③ 工法説明図 ④ 工事工程表 ⑤ デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） ⑥ 見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦ 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧ パンフレット又は工法説明ビデオ ⑨ 社会貢献

11. 週休2日制工事の施工

- （1）本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。
- （2）週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行っ

たと認められる状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所の具体的な内容は次のとおりである。

- 1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- 2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検、巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- 3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

- 1) 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
- 2) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
- 3) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
- 4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合又は実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記2)の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
- 5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正する。

1) 補正係数

	週単位の週休2日 〔 現場閉所1週間に2日 以上 〕	月単位の週休2日 〔 現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上 〕
労務費	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	1.05	1.04
現場管理費（率分）	1.06	1.05

2) 補正方法

当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。

なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき清算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記1)に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

(6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

名称	区分	補正係数
		月単位
鉄筋工（ガス圧接）		1.01
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00
法面工		1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01

12. 週休2日制の促進

本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

13. 地域外からの労務者確保に要する間接工事費の設計変更

- （1）本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事施工にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- （2）発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- （3）受注者は、契約締結後、（2）により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- （4）受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- （5）受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- （6）発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「（4）の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- （7）発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- （8）疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

14. 1日未満で完了する作業の積算

- （1）本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- （2）受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- （3）同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- （4）受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な

となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。

- (5) 災害復旧工事等での人工清算する場合や「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

15. 共通仮設費率分の適切な設計変更

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開、除根、除草費

- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

16. 部分払について

本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別紙ー5「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

17. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

18. 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の確保について

- (1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。
- (2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評価別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加点評価する。ただし、工事成績評価の合計は100点を超えないものとする。

○事業（務）所長用

【被災農林漁家の就労機会の確保】

- ☐令和6年9月20日から大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。
- ☐令和6年9月20日から大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。
- ☐令和6年9月20日から大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。

第15章 定めなき事項

この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙－ 1

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 土工				
(1)掘削工				
掘削 (土砂)		m ³	2,320	
掘削 (軟岩)	軟岩 I	m ³	12,690	
掘削 (高所法面掘削)	R C M 軟岩	m ³	700	
掘削 (軟岩 I)	軟岩 (泥岩)	m ³	1,990	
掘削機械搬入・搬出		式	1	
掘削機械搬入・搬出	RCM	式	1	
(2)法面仕上工				
法面整形	土砂	m ²	335	
法面整形	軟岩	m ²	1,788	
法面整形	RCM	m ²	669	
(3)作業残土処理工				
土砂搬出 (揚土)	河床～構台	m ³	13,390	
土砂搬出 (揚土)	河床～構台 泥岩	m ³	1,990	
土砂運搬	土砂	m ³	2,330	
土砂積込運搬	軟岩	m ³	13,390	
整地工	受入地	m ³	15,690	
整地工	仮置き場	m ³	1,110	
土砂運搬処理	泥岩	m ³	880	
2. 構造物撤去工				
(1)構造物取壊し工	既設法面			
既設吹付撤去工	10cm	m ²	1,100	
殻運搬処理	無筋	m ³	110	
(2)構造物取り壊し工	竹割土留			
舗装版切断	Co舗装, 10cm	m	6	

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
舗装版切断	As舗装, 5cm	m	11	
舗装版破碎積込	Co舗装, 10cm	m ²	32	
舗装版破碎積込	As舗装, 5cm	m ²	12	
構造物取壊し	リングビーム	m ³	30	
縁石撤去工	再利用	m	8.5	
石積撤去工		m ²	12.2	
殻運搬処理	無筋	m ³	3.2	
殻運搬処理	鉄筋	m ³	30	
殻運搬処理	As	m ³	0.6	
3. 法面工				
(1)吹付工				
モルタル吹付工	10cm	m ²	2,790	
(2)抑止工				
鉄筋挿入工	φ 90, D22, L=6.9m/本, 砂質土, 二重管	本	40	
鉄筋挿入工	φ 90, D22, L=4.9m/本, 砂質土, 二重管	本	10	
鉄筋挿入工	φ 90, D22, L=3.4m/本, 砂質土, 二重管	本	36	
鉄筋挿入工	φ 90, D22, L=3.4m/本, 軟岩, 二重管	本	32	
鉄筋挿入工	φ 65, D22, L=3.4m/本, 砂質土, クレーン式ドリル	本	61	
鉄筋挿入工	φ 65, D22, L=3.4m/本, 軟岩, クレーン式ドリル	本	969	
FRP挿入工	φ 65, D22, L=3.4m/本, 軟岩, クレーン式ドリル	本	10	
4. 本体工				
(1)取水施設本体工				
本体コンクリート	21-12-25 N 配管 冬期割増	m ³	2,892	
本体コンクリート	21-12-25 N 配管	m ³	1,937	
打継ぎ目処理工		m ²	3,057	
型枠工	埋設型枠	式	1	

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
型枠工	鋼製式移動型枠	式	1	
型枠工	円形型枠	式	1	
鉄筋加工組立	SD345 D32	ton	44.080	
鉄筋加工組立	SD345 D29	ton	12.736	
鉄筋加工組立	SD345 D25	ton	16.770	
鉄筋加工組立	SD345 D22	ton	12.438	
鉄筋加工組立	SD345 D19	ton	17.085	
鉄筋加工組立	SD345 D16	ton	28.392	
機械式継手工	D29	箇所	150	
機械式継手工	D32	箇所	511	
グラウト充填工		m3	14	
足場工設置工	手摺先行足場	式	1	
養生屋根設置撤去工		式	1	
養生屋根盛替工		式	1	
養生屋根賃料		式	1	
仮設階段設置工		式	1	
(2)埋戻しコンクリート工				
埋戻しコンクリート	18-8-40 BB	m3	375	
型枠工		式	1	
(3)置換コンクリート工				
置換コンクリート工	18-12-40 N 配管	m3	226.2	
置換コンクリート工	18-12-40 N 配管 冬期割増	m3	694.9	
5. 導水路工				
(1)推進工				
管推進工	泥水工法	m	45.4	
合成鋼管	Φ2800, 3種, 1.2Mpa	m	46.19	

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
裏込注入工	泥水式推進	m	45.4	
管目地工		箇所	18	
6. 網場設置工				
(1) 網場移設	1年目			
網場移設工	工事着手前	m	212	
コンクリートアンカー設置		基	1	
接続金具		式	1	
網場復旧工	本川網場	m	212	
網場撤去工	既設取水塔	m	187	
網場復旧工	既設取水塔網場	m	187	
(2) 網場移設	2年目			
網場移設工	本川網場	m	212	
網場復旧工	本川網場	m	212	
網場撤去工	既設取水塔	m	187	
新設網場設置工		m	234	
コンクリートアンカー設置	A1, 18-8-40, BB	基	1	
コンクリートアンカー設置	A3, 18-8-40, BB	基	1	
コンクリートアンカー設置	A4, A5, 18-8-40, BB	基	2	
7. 工事用道路等				
(1) 天端アクセス道路				
掘削		m ³	2,910	
盛土	B<1.0m 人力	m ³	0.6	
土砂等運搬	仮設ヤード運搬	m ³	2,909	
土砂等運搬	残土処理	m ³	2,909	
法面整形	切土面	m ²	809	
法面整形	盛土面	m ²	1.2	

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
法面保護工	モルタル吹付（切土部） t=5cm	m ²	809	
法面保護工	張芝（盛土部）	m ²	1. 2	
下層路盤工	RC-40 t=350	m ²	869	
上層路盤工	M-40 t=150	m ²	869	
表層工	再生密粒度アスコン20 t=40mm	m ²	869	
基層工	再生密粒度アスコン13 t=30mm	m ²	869	
舗装版破碎工	市道アスファルト舗装 t=15cm未満	m ²	103	
殻運搬処理	アスファルト殻	m ³	4. 1	
産業廃棄物処理	アスファルト殻	m ³	4. 1	
(2)仮設進入路工 1				
掘削		m ³	9, 018	
盛土	4. 0m<B	m ³	24, 100	
盛土面保護	岩ズリ	m ³	1, 895	
購入土	割栗石	m ³	8, 918	
購入土	岩ズリ	m ³	2, 141	
土砂等運搬	仮設ヤード～進入路 1	m ³	9, 023	
土砂等運搬	進入路 1 内運搬	m ³	9, 018	
法面整形	切土面	m ²	1, 587	
法面整形	盛土面	m ²	3, 929	
法枠工	切土面	m ²	1, 343	
法面保護工	モルタル吹付（切土部） t=5cm 法枠内	m ²	957	
法面保護工	張芝（盛土部）	m ²	3, 930	
法面保護工	吸出防止材	m ²	4, 136	
下層路盤工	RC-40 t=210mm	m ²	2, 120	
上層路盤工	M-40 t=150mm	m ²	2, 120	
表層工	再生密粒度アスコン20 t=40mm	m ²	2, 120	

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
防護柵設置	カーポートレベル Gr-C-4E	m	251	
排水構造物工	土側溝	m	265	
(3)仮設進入路工 2				
掘削		m ³	2,139	
盛土	2.5m≦B<4.0m	m ³	2.7	
土砂等運搬	土砂	m ³	2,136	
土砂等運搬	残土処理	m ³	2,136	
法面整形	切土面	m ²	449	
法面整形	盛土面	m ²	16.5	
法面保護工	モルタル吹付（切土部） t=5cm	m ²	449	
法面保護工	張芝（盛土部）	m ²	16.5	
下層路盤工	RC-40 t=200	m ²	488	
上層路盤工	M-40 t=150	m ²	488	
表層工	再生密粒度アスコン20 t=40mm	m ²	488	
表層工	再生密粒度アスコン13 t=30mm	m ²	488	
防護柵設置	カーポートレベル Gr-C-4E	m	76	
(4)仮設ヤード整備工	右岸			
掘削		m ³	4,168	
盛土	4.0m<B	m ³	171	
土砂等運搬	土砂	m ³	3,978	
土砂等運搬	残土処理	m ³	3,978	
法面整形	切土面	m ²	303	
下層路盤工	RC-40 t=200 道路部	m ²	1,098	
上層路盤工	M-40 t=150 道路部	m ²	1,098	
表層工	再生密粒度アスコン20 t=40mm 道路部	m ²	1,098	
基層工	再生密粒度アスコン13 t=30mm 道路部	m ²	1,098	

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
下層路盤工	RC-40 t=200 ヤード部	m ²	5,518	
上層路盤工	M-40 t=150 ヤード部	m ²	5,518	
表層工	再生密粒度アスコン20 t=40mm ヤード部	m ²	5,518	
下層路盤工	RC-40 t=200 仮設進入 路2ヤード部	m ²	1,745	
上層路盤工	M-40 t=150 仮設進入路 2ヤード部	m ²	1,745	
表層工	再生密粒度アスコン20 t=40mm 仮設進入路2ヤード部	m ²	1,745	
敷鉄板設置撤去	購入	m ²	900	
(5) 仮設ヤード整備工	左岸			
掘削		m ³	541	
盛土	1.0m ≤ B < 2.5m	m ³	2	
盛土	2.5m ≤ B < 4.0m	m ³	27	
盛土	4.0m < B	m ³	521	
購入土	割栗石	m ³	61	
法面整形	切土面	m ²	157	
法面整形	盛土面	m ²	483	
下層路盤工	RC-40 t=200	m ²	546	
敷鉄板設置撤去	1年目及び2年目	m ²	1,092	
8. 上部仮設構台工				
(1) 土留工設置	鋼矢板, III型, 7.5m/枚			
鋼矢板打設	III型, 7.5m/枚	枚	62	
(2) 基礎杭設置工	鋼管杭 φ 800			
基礎杭設置工	φ 800	本	39	
根固め材	基礎杭工, 砂材	m ³	102	
(3) 下部工設置工				
下部工設置工		ton	71.84	
(4) 上部工設置工				

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
上部工設置工		ton	226.16	
(5)覆工板設置工				
覆工板設置工		m ²	830	
(6)高欄設置工	上部構台			
高欄設置工	上部構台	m	272	
9. 仮設台船構台工				
(1)土留工設置	鋼矢板, III型, 9m/枚			
鋼矢板打設	III型, 9m/枚	枚	30	
(2)土留工設置	鋼矢板, III型, 25.5m/枚			
鋼矢板打設	III型, 9m/枚	枚	7	
(3)基礎杭設置工	鋼管杭 φ 600			
基礎杭設置工	φ 600	本	30	
(4)基礎杭設置工	H-400			
基礎杭設置工	H-400	本	12	
(5)係留杭設置工	H-400			
係留杭設置工	H-400	本	4	
(6)根固め材				
根固め材	基礎杭工, 砂材	m ³	129	
(7)上部工設置工				
上部工設置工		ton	141.135	
(8)覆工板設置工				
覆工板設置工	1年目	m ²	456	
覆工板設置工		m ²	456	
(9)高欄設置工				
高欄設置工	台船構台	m	225	
(10)下部工設置工				

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
下部工設置工	台船構台	ton	67.70	
(11)覆工板賃料				
覆工板賃料		m ²	912	
(12)覆工板撤去				
覆工板撤去工		m ²	912	
10. 仮締切工				
(1)鋼管矢板締切工				
継手部先行削孔	φ 630	本	64	
鋼管矢板溶接工	φ 1000	本	65	
鋼管矢板打設工	φ 1000	本	65	
継手処理	二重管工法	箇所	64	
(2)山留支保工				
中間杭打設工	H-350	本	15	
切梁腹起し設置工		ton	429.30	
間詰コンクリート設置		箇所	887	
軸力受けコンクリート	21-12-25, BB	m ³	12	
(3)締切仮設備工				
山留架設足場設置撤去		式	1	
鋼管矢板天端通路設置撤去工		式	1	
(4)鋼管矢板溶接上屋工				
溶接上屋設置撤去		式	1	
溶接上屋	本体賃料	式	1	
基礎工	設置撤去、材料	式	1	
11. 竹割土留工				
(1)リングビーム鉄筋補強工				
削孔工	90mm, 土砂	m	92.4	

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
ボーリングマシン移設工		式	1	
鉄筋挿入工	SD345 D19 5m/本	本	17	
鉄筋挿入工	FRPロックボルト, φ22, 5m/本	本	4	
頭部処理工		組	21	
注入打設工		m ³	0.3	
足場工	単管足場	式	1	
(2)リングビーム工				
整地工		m ²	202	
リングビーム下地工	モルタル吹付工 (10cm)	m ²	60	
鉄筋工	SD345 D25	ton	1.033	
鉄筋工	SD345 D22	ton	0.857	
鉄筋工	SD345 D19	ton	1.406	
鉄筋工	SD295 D13	ton	0.310	
リングビーム型枠工	H600	式	1	
リングビーム吹付コンクリート		m ³	30	
(3)掘削工	逆巻壁			
機械掘削	軟岩	m ³	653	
掘削積込	土砂	m ³	653	
掘削機吊り込み		式	1	
積込	土砂	m ³	653	
運搬	土砂	m ³	653	
整地工		m ³	653	
(4)鉄筋補強工	逆巻壁			
削孔工	クレーン式ドリル, タイプA, 土砂4.5m	箇所	17	
削孔工	クレーン式ドリル, タイプB, 土砂3.5m	箇所	10	
削孔工	クローラドリル, タイプC, 軟岩3.0m	箇所	8	

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
削孔工	クローラドリル, タイプD, 軟岩3.0m	箇所	66	
クローラドリル吊込		式	1	
鉄筋挿入工	SD345, D25, L=4.5m /本	本	17	
鉄筋挿入工	SD345, D25, L=3.0m /本	本	66	
鉄筋挿入工	SD345, D19, L=3.5m /本	本	2	
鉄筋挿入工	SD345, D19, L=3.0m /本	本	4	
鉄筋挿入工	FRPロックボルト, φ 22, L=3.5m /本	本	8	
鉄筋挿入工	FRPロックボルト, φ 22, L=3.0m /本	本	4	
グラウト注入工		m3	1.04	
頭部処理工		箇所	101	
(5)吹付コンクリート	逆巻壁、25cm			
コンクリート吹付工	25cm	m ²	166	
吹付機吊込		式	1	
鉄筋工	SD345, D19	ton	0.436	
鉄筋工	SD295, D16	ton	2.211	
金網工	5*150*150	m ²	166	
(6)底版コンクリート工				
鉄筋工	SD295, D16	ton	3.099	
型枠工		式	1	
コンクリート工	21-12-25, BB	m3	42.2	
12. 立坑工				
(1)掘削				
掘削	軟岩	m3	3,840	
掘削土排土	土砂	m	45.5	
積込	土砂	m3	3,120	
掘削土運搬	軟岩、建設発生土受入地	m3	3,120	

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
整地工		m ³	3,840	
(2)吹付支保工				
鉄筋挿入工	SD345, D25, L=4.0m/本, 軟岩	本	712	
鉄筋挿入工	FRPロックボルト, φ22, L=4.0m/本, 軟岩	本	120	
鉄筋挿入工	SD345, D22, L=3.0m/本, 軟岩	本	265	
増し鉄筋挿入工	SD345, D22, L=3.0m/本, 軟岩	本	107	
鉄筋挿入工	FRPロックボルト, φ22, L=3.0m/本, 軟岩	本	20	
鋼製支保工	φ10m, H-125*125*6.5*9	リング	33	
コンクリート吹付	15cm	m ²	1,025	
コンクリート吹付	10cm	m ²	429	
溶接金網工	5*150*150	m ²	1,454	
基礎コンクリート	18-8-40, BB	m ³	39.3	
13. 水替工				
(1)締切内水替工				
排水ポンプ設置撤去	8インチ	式	1	
排水ポンプ設置撤去	4インチ	式	1	
配管設置工	200A	m	50	
配管設置工	100A	m	50	
仮締切内排水ポンプ運転	常時排水	式	1	
ポンプ運転	作業時排水	式	1	
ポンプ運転	作業時排水	式	1	
仕切弁設置	φ300	基	6	
仕切弁設置	φ200	基	6	
14. 推進工仮設工				
(1)仮設備工	推進工(泥水式)			
支圧壁設置工		箇所	1	

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
支圧壁撤去工		箇所	1	
発進坑口工		箇所	1	
到達立坑工		箇所	1	
鏡切工	発進側	箇所	1	
鏡切工	到達側	箇所	1	
推進用機器据付撤去工		式	1	
推進機引上げ用受台設置工		式	1	
推進機引上げ用受台撤去工		式	1	
掘進機据付工		式	1	
掘進機搬出工	2800mm	式	1	
到達蓋設置工		基	1	
バックリング防止工		式	1	
通信配線設備工		式	1	
換気設備工		式	1	
送排泥管設置撤去工		式	1	
送泥ポンプ据付撤去工		式	1	
排泥ポンプ据付撤去工		式	1	
中継ポンプ据付撤去工		式	1	
計測機器類設置撤去工		式	1	
機械器具損料		式	1	
注入設備工		式	1	
推進水替工	常時	箇所	1	
(2)泥水処理設備	推進工			
セパレート式一次処理機据付撤去工	泥水処理設備	式	1	
二次処理機据付撤去工	泥水処理設備	式	1	
調整槽据付撤去工	泥水処理設備, 25m³	式	1	

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
粘土槽据付撤去工	泥水処理設備、3m ³	式	1	
ろ水槽据付撤去工	泥水処理設備、10m ³	式	1	
ろ水槽据付撤去工	泥水処理設備、25m ³	式	1	
PAC槽据付撤去工	6m ³ , 泥水処理設備	式	1	
CMC溶解槽据付撤去工	泥水処理設備、3m ³	式	1	
土砂搬出設備据付撤去工	30m ³ , 600mm×20m, 泥水処理設備	式	1	
処理設備付帯作業工		式	1	
処理施設機械損料		式	1	
作泥工		式	1	
泥水運搬処理		m3	46.6	
15. 立坑・トンネル仮設備工				
(1) 昇降設備				
エレベータ設置工	立坑用	基	1	
工事用エレベータ損料	ケージ型, 低速, 積載質量1.0t	基	1	
昇降階段設置工	H=46m	m	46	
(2) 立坑換気設備工				
送風機運転	軸流ファン	箇所	1	
換気管布設	スパイラル1000mm	m	50	
(3) 給水設備工				
給水ポンプ運転	50mm, 揚程10m	式	1	
給水ポンプ運転	50mm, 揚程10m	式	1	
給水管設置	坑内	m	435	
(4) 排水設備工				
排水ポンプ運転	6～30未満	箇所	6	
水槽	3m ³ 級	式	1	
排水管設置	坑内, 80mm	m	350	

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
16. 揚重設備工				
(1) 揚重設備	1年目			
クローラクレーン	120t, 1年目 (左岸ヤード 台船組立解体)	台	1	
クローラクレーン	200t, 2方, 1年目 (台船構 台組立)	台	1	
クローラクレーン	100t, 2方, 1年目 (先行掘 削)	台	1	
(2) 揚重設備	2年目			
クローラクレーン	120t, 2年目 (左岸ヤード 台船組立)	台	1	
クローラクレーン	120t, 2年目 (左岸ヤード 台船解体)	台	1	
クローラクレーン	200t, 2年目 (台船構台上 作業)	台	1	
クローラクレーン	200t, 2年目 (鋼管矢板打 設)	台	1	
クローラクレーン	70t, 2年目 (継手処理工)	台	1	
(3) 揚重設備	3年目			
クローラクレーン	90t, 3年目 (立坑)	台	1	
クローラクレーン	150t, 3年目 (陸上構台組 立)	台	1	
クローラクレーン	200t, 3年目 (陸上構台組 立)	台	1	
クローラクレーン	200t, 2方, 3年目 (本体掘 削等、陸上構台)	台	1	
クローラクレーン	200t, 2方, 3年目 (本体掘 削等、天端ヤード)	台	1	
(4) 揚重設備	4年目			
クローラクレーン	350t, 4年目 (推進機引 上)	台	1	
クローラクレーン	200t, 4年目 (本体工、陸 上構台)	台	1	
クローラクレーン	200t, 4年目 (本体工、天 端ヤード)	台	1	
クローラクレーン	120t, 4年目 (推進工)	台	1	
(5) 揚重設備	5年目			
クローラクレーン	200t, 5年目 (本体工)	台	1	
17. 台船設備				
(1) 台船設備	1年目、2方			

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
クレーン台船	クローラークレーン100 t 用	台	1	
資材兼BH台船		台	1	
揚錨船兼引船	D3t吊	台	1	
交通船	FRP製, 20PS	台	1	
(2)台船設備	2年目			
クレーン台船	クローラークレーン200t用	台	1	
グラウト用台船		台	1	
資材台船		台	1	
クレーン台船	クローラークレーン70t	台	1	
運搬兼BH台船		台	1	
揚錨船兼引船	D3t吊	台	1	
交通船	FRP製, 20PS	台	1	
18. 仮設電気工				
(1)電力設備工				
受電設備	受電及び作業ヤード1	式	1	
受電設備	作業ヤード2	式	1	
受電設備	進入路	式	1	
受電設備	立坑	式	1	
(2)配電設備工				
スイッチボックス	S600 (600A*1)	台	2	
スイッチボックス	S400 (400A*1)	台	1	
スイッチボックス	S300 (300A*1)	台	7	
スイッチボックス	S200 (200A*1)	台	8	
スイッチボックス	S602 (60A*2)	台	1	
スイッチボックス	S303 (30A*3)	台	5	
動力分電盤	100A*2, 60A*2	台	9	

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
電灯分電盤	単三40A*1, 単20A*7	台	7	
コンセントボックス	単20A, Wコンセント*4	台	1	
19. 除雪工				
(1) 場内除雪工				
土工部除雪工		m3	116	
構造物周辺除雪工		m3	969	
仮設ヤード除雪工		m3	2,681	
工事用道路除雪工		m3	2,491	
20. 冬期凍結防止対策工				
(1) 湖面对策工				
水中ミキサ	設置撤去	基	14	
水中ミキサ	運転	式	1	
冰雪対策工		台	1	
21. 安全費				
(1) 交通誘導警備員				
交通誘導警備員		人	2,004	
22. その他				
(1) 事業損失防止施設費				
濁水処理工				
濁水処理設備設置撤去工				
濁水処理設備設置工		箇所	2	
濁水処理設備撤去工		箇所	1	
ヒ素処理運転	60m ³ /h			
濁水処理運転	60m ³ /h	日	510	
保守点検		回	510	
濁水処理運転	60m ³ /h			

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
濁水処理運転	60m ³ /h	日	990	
保守点検		回	990	
濁水処理薬剤				
ポリ鉄		kg	39,830	
無機凝集剤	PAC	kg	171,270	
高分子凝縮剤		kg	2,850	
炭酸ガス		kg	62,730	
苛性ソーダ		kg	37,640	
脱水ケーキ運搬処理				
運搬処理		m ³	37.5	
汚濁防止膜設置工				
汚濁防止膜工	板戸ダム上流			
汚濁防止膜設置		m	73.4	
汚濁水拡散防止フェンス	φ 300, H3m	m	73.4	
コンクリートアンカー	2.0*2.0*1.5	基	2	
(2)運搬費				
分解・組立・運搬費	クローラクレーン			
分解組立運搬	クローラクレーン			
クローラクレーン	350 t	式	1	
クローラクレーン	200 t	式	1	
クローラクレーン	150 t	式	1	
クローラクレーン	120 t	式	1	
クローラクレーン	100 t	式	1	
クローラクレーン	90 t	式	1	
クローラクレーン	70 t	式	1	
分解・組立・運搬費	台船			

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
分解組立運搬	台船, 1年目			
分解組立運搬	クローラークレーン100t用台船	式	1	
分解組立運搬	資材兼BH台船	式	1	
揚錨船運搬	D3t吊	式	1	
分解組立運搬	台船, 2年目			
分解組立運搬	クローラークレーン200t用台船	式	1	
分解組立運搬	クローラークレーン70t用台船	式	1	
分解組立運搬	グラウト用台船	式	1	
分解組立運搬	資材用台船	式	1	
分解組立運搬	資材兼BH台船	式	1	
揚錨船運搬	D3t吊	式	1	
運搬費	推進機			
運搬費	推進機			
推進機		式	1	
分解組立	杭打機			
分解組立	杭打機			
杭打機分解組立	上部構台	式	1	
杭打機分解組立	台船構台	式	1	
杭打機分解組立	仮締切工	式	1	
仮設材輸送費				
推進工仮設				
仮設材輸送費	H-300	式	1	
上部構台工仮設				
仮設材輸送費	H形鋼	式	1	
台船構台仮設				
仮設材輸送費	覆工板	式	1	

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
仮設材輸送費	H形鋼	式	1	
仮締切工仮設				
仮設材輸送費	H形鋼（先行掘削 導杭導 杵）	式	1	
仮設材輸送費	H形鋼（鋼管矢板打設 導 杭導杵）	式	1	
仮設材輸送費	山留材	式	1	
本体工仮設				
養生屋根運搬	斜樋本体	式	1	
仮設上屋				
仮設上屋運搬		式	1	
仮設材輸送費	敷鉄板	式	1	
仮設材輸送費	H300	式	1	
仮設ヤード整備（左岸）				
仮設材輸送費	敷鉄板 1年目及び2年目	式	1	
（3）準備費				
除根等処分				
運搬処理				
運搬		空m3	100	
処分費		ton	50	
（4）安全費				
冬期凍結防止対策工				
凍結防止剤散布装置				
凍結防止剤散布装置設置撤去		回	4	
凍結防止剤散布装置損料		基	4	
凍結防止薬剤		L	4,000	
湖上安全対策工				
湖上安全対策工				

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
吊荷位置確認システム		式	1	
吊荷回転制御装置		式	1	
自動玉外し		式	1	
ブーム先端カメラ		式	1	
安全設備工				
安全設備工				
クレーン先端カメラ		式	1	
トンネル照明		式	1	
雪崩防止柵工				
雪崩防止柵工				
雪崩防止柵工		m	24	
(5) 役務費				
役務費				
基本電力料				
電力基本料金		kW	12, 522	
(6) 技術管理費				
法面挙動監視				
自動挿入式傾斜計				
自動挿入式傾斜計	設置	箇所	2	
2 3. 一括計上価格				
(1) 皆瀬ダム水質観測装置移設工事				
皆瀬ダム水質観測装置移設工事				
皆瀬ダム水質観測装置移設工事		式	1	
(2) 上水道管移設工				
上水道管移設工				
上水道管移設工		式	1	

別紙 - 2

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

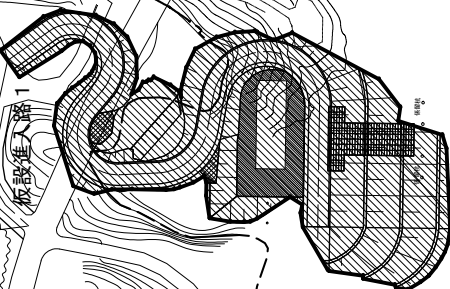
次の通り工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。
※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

工事用地等

S=1:1000



仮設台船構台

仮設進入路1

瀬江市道養生区内線

仮設進入路2

瀬江市道ダム公園線

ダム天端アクセス道路

作業ヤード

上部仮設構台

仮締切工

第Ⅰ区域 (252.00m)

左岸側台船組立ヤード

凡 例
: 工事用地等



国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

- 1 この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
- 2 この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権限を得た土地をいう。
 - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
- 3 工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

- （１）仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。
ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- （２）仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の受注者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- （３）仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- （４）仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- （５）仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。
特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難しい場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。
また、農地の場合にあつては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。
 - ③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。

(6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
- ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
- ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、受注者はこれに協力しなければならない。

(7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

出来高部分払方式実施要領

1 目的

部分払における出来高部分払方式（以下「本方式」という。）は、受発注者が相互にコスト意識を持ち、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すものである。

2 対象工事

建設工事等契約事務取扱要領標準例（平成12年11月15日付け12経第1772号大臣官房経理課長通知）別表1（第3条関係）に規定する建設工事契約に係る業種別区分表1、13、14、17及び24に属する工事のうち部局長が認めるもので工期が180日を超えるものに係るものとする。

3 設計・積算

設計及び積算は、従来どおり実施するものとする。

4 入札・契約

(1) 公告等及び入札参加希望者への周知

各発注者は、次の内容を記載することにより入札参加希望者に周知するものとする。

① 公告等への記載

以下に該当するものに、 内の文を記載するものとする。

一般競争入札の場合 : 入札公告及び入札説明書

公募型指名競争入札の場合 : 揭示及び技術資料作成要領

工事希望型競争入札の場合 : 送付資料

（記載例）

（○）本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

② 特記仕様書への記載

特記仕様書に、以下の 内の文を記載するものとする。

（記載例）

第○条 部分払について

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

(2) 部分払の回数

- ① 本方式の実施に当たっては、受注者が工期の始期日以降出来高に応じて部分払の請求が可能のように、工事請負契約書第38条に必要事項を記入するものとする。なお、部分払請求については部分払請求の上限回数内で受注者が工種や工区の区切りなどにも留意しながら請求することができるものである。
- ② 工事請負契約書第38条第1項の部分払請求の上限回数について
部分払請求の上限回数＝工期／90（端数は切捨てとする。）
- ③ 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約の工事請負契約書第42条第3項の部分払請求の上限回数について
各会計年度の部分払請求の上限回数＝各会計年度の工期／90（端数は切捨てとする。）
ただし、初年度においては年度末の部分払を考慮して、上記式で算定した上限回数が4になる場合を除き、上限回数に1を加える。

5 前払金の扱い

工事請負契約書第35条に示されている前払金の支払については、以下によるものとする。

(1) 前払金の範囲

受注者は、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を請求することができるものとする。

※ 国債に係る契約の場合の請負代金額と前払金の支払請求時期については、工事請負契約書第41条によるものとする。

(2) 前払金の支払方法

本方式による場合は、以下の条項を用いるものとする。

工事請負契約書

（前金払）

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 発注者は、第1項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により請求された前払金額が請負代金額の10分の2に相当する額を超えるときは、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に請負代金額の10分の2に相当する額の前払金を支払うものとする。

5 受注者は、前項の規定により前払金の支払いがされた場合において、第1項の規定により請求した前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金の支払いを受けるための請求をしようとするときは、あらかじめ、工

事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受ける、若しくは、工期が121日以上（ただし、工期270日以下の工事については、61日以上）経過していなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、工事着手時において、第20条による工事の中止がある場合には、中止期間は除いて経過日数を算定するものとする。

- 6 発注者は、前項の認定の結果を受注者に通知した以降、同項の規定による前払金の支払いを受けるための請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に第1項の規定により請求を受けた前払金額から支払済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金を支払わなければならない。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項から第6項までの規定を準用する。
- 8 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金の10分の5を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 9 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 10 発注者は、受注者が第8項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

※ 国債に係る契約の場合、第41条第1項文末に下記条文を追加する。

「また、第35条第5項の（ ）内の「工期270日以下の工事」は「国債に係る契約の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の工事及び国債に係る契約の中間年度の工事」に読み替えるものとする。」

（保証契約の変更）

- 第36条 受注者は、前条第7項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、第1項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(3) その他

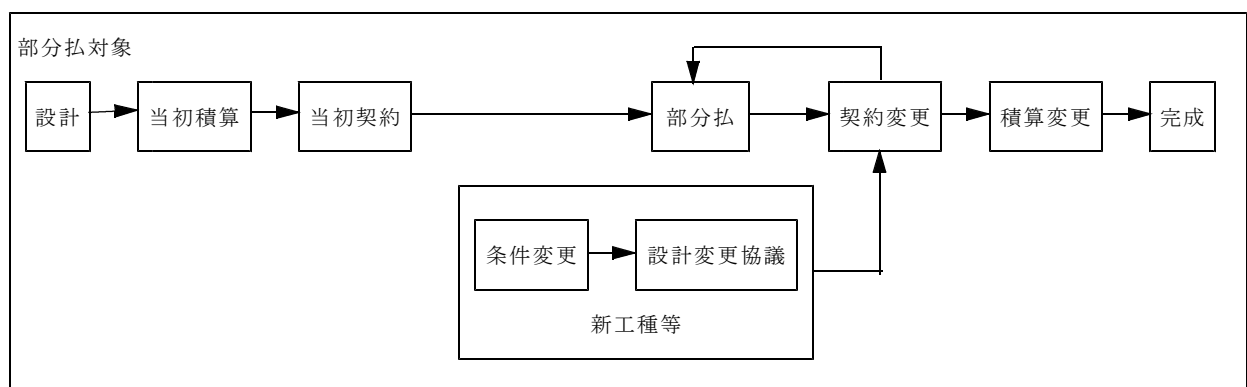
前払金の請求及び要件具備の認定様式は、別紙1～4を参考として実施するものとする。

6 部分払

(1) 部分払の対象

部分払の対象は、工事請負契約書第38条第1項により行うものとする。

なお、新工種に係る部分及び変更減が予定されている部分については、変更契約により当該工種の追加・変更がされるまではその部分を部分払の対象とすることができない。この場合、部分払の対象とする部分に限定して数量等を確認し契約変更を行うなど、手続の簡素化を図るものとする。



(2) 工事出来高報告書等の作成（請負代金相当額の算出）

工事出来高報告書等の作成は、従来どおりの手続により実施するものとする。

(3) 下請業者への支払いに対する指導

発注者は受注者に、一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うよう指導するものとする。

現場説明書等の指導事項への記載

現場説明書等の指導事項に、以下の $\boxed{}$ 内の文を記載するものとする。

（記載例）

（○）一次下請業者への支払いについて

一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うものとする。

7 設計変更協議及び契約変更

設計変更協議及び契約変更に係る手続等は従来どおりとするものとする。

8 監督

監督業務は、従来どおり実施するものとする。

9 検査

(1) 検査職員

検査を行う職員（以下「検査職員」という。）の任命は従来どおりとする。ただし、同一工事における各検査（既済部分、完成、中間技術）（以下「各検査」という。）の検査職員の任命に当たっては、検査の重複を極力避けるため、できる限り同一の検査職員を任命するものとする。

(2) 検査の実施

① 既済部分検査

既済部分検査前に実施された各検査で確認した内容については、検査対象としないものとする。

なお、検査の実施に当たっては、中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化について（平成10年12月11日付け10経第1984号大臣官房経理課長通知）等に基づき行われているところであるが、既済部分検査の迅速化・効率化の観点から、以下の事項について改めて徹底を図るものとする。

- ・ 検査を実施する際には、工事請負契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。
- ・ 既済部分検査等を実施済みの工事目的物の部分については、工事の完成を確認するための検査を、当該既済部分検査後の変状を目視により確認すること等により行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等に際しては、現場の清掃、片付け等の実施を受注者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではないものとする。
- ・ 既済部分検査等の対象資料として準備を求めるもののうち、別途定めるものについては、当該対象資料の準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代替する方法をもって検査を行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等においては、検査当日中に写真による確認を行う必要がある場合を除き、完成写真部分の提出は後日とすることができることとする。この場合、完成写真に代わる完成状況の確認は現場での目視等によって行うこととする。
- ・ 既済部分検査等においては、工事写真についてネガ等原本の整備状況や提出対象とするもの以外の写真の整理状況を問わないものとする。
- ・ 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- ・ 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

② 完成検査

従来どおりの方法により実施するものとする。

③ 中間技術検査

中間技術検査を実施する場合は、従来どおりの方法により実施するものとする。

なお、この技術検査の時期に合わせて既済部分検査を行うことにより効率化が図られる。

附 則

本要領は、平成 21 年 4 月 1 日以降手続を開始する契約から適用する。

令和 年 月 日

官署支出官等 殿

受注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

前 払 金 請 求 書

¥

ただし、令和○年度 ○○○○○工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

上記のとおり請求します。

なお、受領の方法については、工事請負契約書第35条第4項及び第6項の規定に基づき受領いたします。

※ 別紙2は2割を超える場合に本前払金請求書とともに提出すること。

別紙3については、本工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であること又は工期121日以上経過（ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過）していることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受け、認定通知書を受領した後、直ちに発注者に提出すること。

※ 前払金請求書（全体請求書40%以内）は契約原本として保管。別紙2及び3は、支払に使用。

※ 前払金保証書は1回作成する。（2回作成する必要はない。）

別紙 2 （ 4 割以内の前払金請求書とともに提出）

令和 年 月 日

官署支出官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

前 払 金 請 求 書 （ I ）

¥ （工事請負契約書第35条第 4 項の請求金額）

ただし、令和〇年度 ○○○○○工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

指定振込銀行		預金種別	口座番号
ふりがな			
口座名義			

官署支出官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

前 払 金 請 求 書 （Ⅱ）

¥ (工事請負契約書第35条第 6 項の請求金額)

ただし、令和〇年度 ○○○○○工事

- 1．請 負 代 金 額 ¥
- 2．前払金請求額 ¥
- 3．受領済前払金額 ¥
- 4．未受領前払金額 ¥

指定振込銀行		預金種別	口座番号
ふりがな			
口 座 名 義			

令和 年 月 日

契約担当官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代表者氏名

出 来 高
工 事 期 間 認 定 請 求 書

1. 工 事 名 令和○年度 ○○○○○工事
2. 工 事 場 所
3. 請負代金額 ￥
4. 工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

上記の工事について、工事請負契約書第35条第5項の要件を具備しておりますので、認定されるよう請求します。

（注意）出来高認定資料（出来高報告書、履行報告書等）を添付すること。（請負代金額の10分の2以上の場合）

工事工程表を添付すること。（工期121日以上経過（ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過）の場合）

.....

認 定 通 知 書

上記工事について認定したので通知する。

令和 年 月 日

受注者 殿

（契約担当官等の官職氏名）

令和7年度～令和11年度 成瀬皆瀬国営施設応急対策事業 皆瀬ダム取水施設建設工事 図 面 目 録			
図 面 番 号	図 面 名 称	枚 数	備 考
1	工事位置図	1	
2	計画平面図	1	
3	取水施設 岩級区分図	1	
4	取水施設 掘削平面図	1	
5 - 1 / 2	取水施設 計画図(1)	1	
5 - 2 / 2	取水施設 計画図(2)	1	
6 - 1 / 4	取水施設 構造図(1)	1	
6 - 2 / 4	取水施設 構造図(2)	1	
6 - 3 / 4	取水施設 構造図(3)	1	
6 - 4 / 4	取水施設 構造図(4)	1	
7 - 1 / 23	取水施設 配筋図(1)	1	
7 - 2 / 23	取水施設 配筋図(2)	1	
7 - 3 / 23	取水施設 配筋図(3)	1	
7 - 4 / 23	取水施設 配筋図(4)	1	
7 - 5 / 23	取水施設 配筋図(5)	1	
7 - 6 / 23	取水施設 配筋図(6)	1	
7 - 7 / 23	取水施設 配筋図(7)	1	
7 - 8 / 23	取水施設 配筋図(8)	1	
7 - 9 / 23	取水施設 配筋図(9)	1	
7 - 10 / 23	取水施設 配筋図(10)	1	
7 - 11 / 23	取水施設 配筋図(11)	1	
7 - 12 / 23	取水施設 配筋図(12)	1	
7 - 13 / 23	取水施設 配筋図(13)	1	
7 - 14 / 23	取水施設 配筋図(14)	1	
7 - 15 / 23	取水施設 配筋図(15)	1	
7 - 16 / 23	取水施設 配筋図(16)	1	
7 - 17 / 23	取水施設 配筋図(17)	1	
7 - 18 / 23	取水施設 配筋図(18)	1	
7 - 19 / 23	取水施設 配筋図(19)	1	
7 - 20 / 23	取水施設 配筋図(20)	1	
7 - 21 / 23	取水施設 配筋図(21)	1	
7 - 22 / 23	取水施設 配筋図(22)	1	
7 - 23 / 23	取水施設 配筋図(23)	1	
8	取水施設 法面对策工 平面配置図	1	
9 - 1 / 3	取水施設 法面对策工 測線1縦断図	1	
9 - 2 / 3	取水施設 法面对策工 測線2縦断図	1	
9 - 3 / 3	取水施設 法面对策工 測線3縦断図	1	
10	取水施設 斜面既設構造物撤去図	1	
11	導水路平面縦断図	1	
12	推進区間標準断面図	1	
13	推進工閉塞蓋構造図	1	
14	水質観測装置計画全体図	1	
15	水質観測装置横断配置図	1	
16	側面図	1	
17	平面図	1	

図 面 番 号	図 面 名 称	枚 数	備 考
18	正面図	1	
19	装置架台組立図	1	
20	シーブ架台組立図	1	
21	安全柵・門扉組立図	1	
22	グレーチング配置図	1	
23	水質計ストッパ金物詳細図	1	
24	装置架台用基礎構築図	1	
25	水質観測装置移設施工計画図	1	
26	既設観測機器 全体撤去・移設図	1	
27	既設観測機器 撤去・移設 側面図	1	
28	既設観測機器 撤去・移設 平面図	1	
29	既設観測機器 撤去・移設 正面図	1	
30	水質観測装置 配線計画図	1	
31	水質観測装置 既設配線図	1	
32	水質観測装置配線図（移設）	1	
33	既設取水塔 配線一時敷設替え計画図	1	
34	網場設置工 平面図	1	
35	網場設置工 横断図	1	
36	網場設置工 アンカー構造図	1	
37	本川網場移設 平面図	1	
38	本川網場移設 計画図	1	
39	仮設計画全体位置図	1	
40	仮締切工平面図	1	
41	仮締切工正面図	1	
42	仮締切工鋼管矢板切断計画図	1	
43 - 1 / 8	仮締切工詳細図（１）	1	
43 - 2 / 8	仮締切工詳細図（２）	1	
43 - 3 / 8	仮締切工詳細図（３）	1	
43 - 4 / 8	仮締切工詳細図（４）	1	
43 - 5 / 8	仮締切工詳細図（５）	1	
43 - 6 / 8	仮締切工詳細図（６）	1	
43 - 7 / 8	仮締切工詳細図（７）	1	
43 - 8 / 8	仮締切工詳細図（８）	1	
44 - 1 / 6	仮締切工切梁詳細図（１）	1	
44 - 2 / 6	仮締切工切梁詳細図（２）	1	
44 - 3 / 6	仮締切工切梁詳細図（３）	1	
44 - 4 / 6	仮締切工切梁詳細図（４）	1	
44 - 5 / 6	仮締切工切梁詳細図（５）	1	
44 - 6 / 6	仮締切工切梁詳細図（６）	1	
45	工事用道路等位置図	1	
46	工事用道路等標準断面図	1	
47	ダム天端アクセス道路 平面・縦断図	1	
48 - 1 / 3	ダム天端アクセス道路 横断図（１）	1	
48 - 2 / 3	ダム天端アクセス道路 横断図（２）	1	
48 - 3 / 3	ダム天端アクセス道路 横断図（３）	1	
49	仮設進入路１ 平面・縦断図	1	
50 - 1 / 10	仮設進入路１ 横断図（１）	1	
50 - 2 / 10	仮設進入路１ 横断図（２）	1	
50 - 3 / 10	仮設進入路１ 横断図（３）	1	

図 面 番 号	図 面 名 称	枚 数	備 考
50 - 4 / 10	仮設進入路 1 横断図 (4)	1	
50 - 5 / 10	仮設進入路 1 横断図 (5)	1	
50 - 6 / 10	仮設進入路 1 横断図 (6)	1	
50 - 7 / 10	仮設進入路 1 横断図 (7)	1	
50 - 8 / 10	仮設進入路 1 横断図 (8)	1	
50 - 9 / 10	仮設進入路 1 横断図 (9)	1	
50 - 10 / 10	仮設進入路 1 横断図 (10)	1	
51	仮設進入路 2 平面・縦断図	1	
52 - 1 / 2	仮設進入路 2 横断図 (1)	1	
52 - 2 / 2	仮設進入路 2 横断図 (2)	1	
53	左岸側台船組立ヤード計画図	1	
54 - 1 / 3	仮設台船構台一般図 (1)	1	
54 - 2 / 3	仮設台船構台一般図 (2)	1	
54 - 3 / 3	仮設台船構台一般図 (3)	1	
55 - 1 / 7	仮設台船構台上部工詳細図 (1)	1	
55 - 2 / 7	仮設台船構台上部工詳細図 (2)	1	
55 - 3 / 7	仮設台船構台上部工詳細図 (3)	1	
55 - 4 / 7	仮設台船構台上部工詳細図 (4)	1	
55 - 5 / 7	仮設台船構台上部工詳細図 (5)	1	
55 - 6 / 7	仮設台船構台上部工詳細図 (6)	1	
55 - 7 / 7	仮設台船構台上部工詳細図 (7)	1	
56 - 1 / 10	仮設台船構台下部工詳細図 (1)	1	
56 - 2 / 10	仮設台船構台下部工詳細図 (2)	1	
56 - 3 / 10	仮設台船構台下部工詳細図 (3)	1	
56 - 4 / 10	仮設台船構台下部工詳細図 (4)	1	
56 - 5 / 10	仮設台船構台下部工詳細図 (5)	1	
56 - 6 / 10	仮設台船構台下部工詳細図 (6)	1	
56 - 7 / 10	仮設台船構台下部工詳細図 (7)	1	
56 - 8 / 10	仮設台船構台下部工詳細図 (8)	1	
56 - 9 / 10	仮設台船構台下部工詳細図 (9)	1	
56 - 10 / 10	仮設台船構台下部工詳細図 (10)	1	
57 - 1 / 5	上部仮設構台一般図 (1)	1	
57 - 2 / 5	上部仮設構台一般図 (2)	1	
57 - 3 / 5	上部仮設構台一般図 (3)	1	
57 - 4 / 5	上部仮設構台一般図 (4)	1	
57 - 5 / 5	上部仮設構台一般図 (5)	1	
58 - 1 / 11	上部仮設構台上部工詳細図 (1)	1	
58 - 2 / 11	上部仮設構台上部工詳細図 (2)	1	
58 - 3 / 11	上部仮設構台上部工詳細図 (3)	1	
58 - 4 / 11	上部仮設構台上部工詳細図 (4)	1	
58 - 5 / 11	上部仮設構台上部工詳細図 (5)	1	
58 - 6 / 11	上部仮設構台上部工詳細図 (6)	1	
58 - 7 / 11	上部仮設構台上部工詳細図 (7)	1	
58 - 8 / 11	上部仮設構台上部工詳細図 (8)	1	
58 - 9 / 11	上部仮設構台上部工詳細図 (9)	1	
58 - 10 / 11	上部仮設構台上部工詳細図 (10)	1	
58 - 11 / 11	上部仮設構台上部工詳細図 (11)	1	
59 - 1 / 13	上部仮設構台下部工詳細図 (1)	1	
59 - 2 / 13	上部仮設構台下部工詳細図 (2)	1	

図 面 番 号	図 面 名 称	枚 数	備 考
59 - 3 / 13	上部仮設構台下部工詳細図 (3)	1	
59 - 4 / 13	上部仮設構台下部工詳細図 (4)	1	
59 - 5 / 13	上部仮設構台下部工詳細図 (5)	1	
59 - 6 / 13	上部仮設構台下部工詳細図 (6)	1	
59 - 7 / 13	上部仮設構台下部工詳細図 (7)	1	
59 - 8 / 13	上部仮設構台下部工詳細図 (8)	1	
59 - 9 / 13	上部仮設構台下部工詳細図 (9)	1	
59 - 10 / 13	上部仮設構台下部工詳細図 (10)	1	
59 - 11 / 13	上部仮設構台下部工詳細図 (11)	1	
59 - 12 / 13	上部仮設構台下部工詳細図 (12)	1	
59 - 13 / 13	上部仮設構台下部工詳細図 (13)	1	
60	立坑仮設図	1	
61	立坑ロックボルト配置図	1	
62 - 1 / 2	竹割型土留工構造図 (1/2)	1	
62 - 2 / 2	竹割型土留工構造図 (2/2)	1	
63 - 1 / 3	竹割型土留工配筋図 (1/3)	1	
63 - 2 / 3	竹割型土留工配筋図 (2/3)	1	
63 - 3 / 3	竹割型土留工配筋図 (3/3)	1	
64	底版コンクリート配筋図	1	
65	汚濁防止膜設置工 計画図	1	
計		163	